

## 保健事業利用時の本人資格確認方法

令和7年12月2日から、発行済みの組合員証・被扶養者証は利用できなくなりました。これまで組合員証・被扶養者証を提示していただき本人資格確認を行ってきましたが、今後保健事業を利用する際に本人資格確認が必要な場合には、以下のとおりとなります。

### ◆保健事業利用時の本人資格確認方法（利用日当日に提示）

事業名	マイナ保険証を持っている	マイナ保険証を持っていない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査</li> <li>・特定保健指導</li> <li>・人間ドック</li> <li>・器官別健診</li> <li>・かがやきメイト健康診断</li> </ul>	<p>次のいずれかによります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカードによるオンライン資格確認（対応している健診機関のみ）</li> <li>●マイナポータルの保険資格画面</li> <li>●マイナンバーカードと資格情報のお知らせ</li> </ul>	<p>「資格確認書」を ご提示ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの相談</li> <li>・遠隔地組合員宿泊利用補助</li> </ul>	<p>次のいずれかによります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナポータルの保険資格画面</li> <li>●マイナンバーカードと資格情報のお知らせ</li> </ul>	

※予約時や利用登録時に組合員番号が必要となる場合があります。かがやきメイト利用ガイドや東京支部ホームページで、各事業の利用方法をご確認ください。

※利用日時点で組合員・被扶養者資格がない場合は利用対象外となり、後日助成額等を全額返還していただきますのでご注意ください。

※75歳以上の組合員の方は上記によらず、以下のとおりとなります。

### ◆75歳以上の組合員の方（後期高齢組合員・後期高齢短期組合員）の本人資格確認方法

75歳以上の組合員の方は、特定健康診査・特定保健指導を除く保健事業をご利用いただけます。

組合員資格を取得した際に所属所から発行される「公立学校共済組合東京支部組合員番号通知書（後期高齢組合員用）」（以下、「組合員番号通知書」という）により、ご自身の組合員番号を確認のうえご利用ください。利用日当日に本人資格確認が必要な場合においても組合員番号通知書をご提示ください。

組合員番号通知書がお手元にない方は、所属所の事務担当者へ発行を依頼してください。

※利用日時点で組合員資格が必要です。資格喪失後に番号通知書を提示して利用することができないようにしてください。無資格利用が判明した場合は助成額等を全額返還していただきます。

問合せ先

福利厚生課厚生事業担当

電話：03（5320）6821